



今月のニュース

平成25年度職員採用試験を実施します(平成26年4月1日採用予定)。
※詳しくは、市ホームページや今後配布する受験案内にてご確認ください。

市職員・消防職員募集

●問い合わせ 人事課(☎574-6636) 消防総務課(☎571-0900)

【市職員】
受験案内・申込書 7月1日(月)～8月2日(金)までに、市役所本庁舎総合案内・総合支所市民生活課・キララ上柴で配布するほか、市ホームページからも入手できます。
受験案内・申込書の郵便による請求方法 返信用封筒(1200円分の切手を貼ったA4判の用紙が折らずに入る封筒)で、請求者の郵便番号・住所・氏名を記入)を同封の上、「受験案内請求」と朱書きし、☎366-0029(住所省略可)・人事課に請求(7月19日(金)必着)してください。なお、発送は7月1日(月)以降となります。

【消防職員】
受験案内・申込書 7月1日(月)～8月2日(金)までに、消防本部
受験案内・申込書の郵便による請求方法 返信用封筒(1400円分の切手を貼ったA4判の用紙が折らずに入る封筒)で、請求者の郵便番号・住所・氏名を記入)を同封の上、「受験案内請求」と朱書きし、☎366-0029(住所省略可)・消防総務課に請求(7月19日(金)必着)してください。なお、発送は7月1日(月)以降となります。

市営住宅入居者募集

●問い合わせ 埼玉県住宅供給公社熊谷支所(☎524-7963・☎360-0826熊谷市赤城町1-147-2) 建築住宅課(☎574-6655)

対象 次の条件をすべて満たすかた
 ①市内在住か在勤
 ②同居または同居しようとする親族がいる(単身世帯のかたを除く)
 ③現在住宅に困っている
 ④年収が一定額以下
 ⑤市区町村税などを完納している
 ⑥暴力団員ではない
 ⑦連帯保証人を2人確保できる

募集案内・申込書 6月7日(金)まで問い合わせ先のほか、総合支所市民生活課、キララ上柴で配布します。また、埼玉県住宅供給公社ホームページからも入手できます。
【5月21日(火)】 上柴住宅Ⅱ午前9時30分～10時30分、緑ヶ丘住宅Ⅱ午前11時～正午、宿根住宅Ⅱ午後1時30分～2時30分
【5月22日(水)】 戸森住宅Ⅱ午前9時30分～10時30分、新井住宅Ⅱ午前11時～正午
申し込み 5月7日(金)～20日(月)までに埼玉県住宅供給公社熊谷支所へ

木造住宅の耐震補助が受けやすくなります

問 建築住宅課(☎574-6655)
 木造住宅の耐震補助を受ける場合、今年度から簡易耐震診断は不要となりました。

対象住宅
 昭和56年5月31日以前に工事着手した木造2階建て以下の住宅
 ※着手後の受付はできません。

補助金の交付額
 ・耐震診断補助=上限5万円
 ・耐震改修補助=上限30万円(65歳以上のかたのみが居住する住宅は上限50万円)
 ・解体費補助=上限20万円
 ※市外業者が施工する場合、補助額が2分の1になります。
 詳細はお問い合わせください。

『アーティスト倶楽部』が今年も始まります

●問い合わせ 生涯学習課(☎572-9581・☎366-0823本住町17-3)

回	とき・ところ	内容
第1回	6月9日(日) 深谷シネマ	ふかや映画スクール① ～本格的な映画館で、映画を見て、映画の作り方を学ぶよ!～
第2回	8月6日(火)～8日(木) 深谷シネマなど	ふかや映画スクール②夏休み ～深谷シネマの人たちと一緒に、自分たちで映画を作ろう～
第3回	10月中旬 深谷シネマなど	ふかや映画スクール③ ～ふかや映画祭に参加して、映画のワークショップに参加しよう!～
第4回	11月23日(土) 都内の美術館など	ミュージアムバスツアー ～最先端の美術館に行き、ミュージアム体験をしよう!～
第5回	平成26年1月18日(土) 深谷市民文化会館	クラシック音楽体験ワークショップ ～2人が1台のピアノを弾く連弾で、人と人の絆を深めます!～

※都合により、変更になる場合があります。

子どもたちがさまざまな芸術に触れることで創造性を豊かに、柔軟な発想をばぐむことのできるよう、今年も芸術・文化推進事業『アーティスト倶楽部』を実施します。
対象 市内在住か在学の小学校4年生～中学生
参加料 有料
申込書 問い合わせ先または市内小・中学校を通じて対象学年に配付

申し込み 第1回参加希望者は5月17日(金)までに、第2回目からは開催の約1か月前までに、申込書に必要事項を記入の上、直接または郵送で問い合わせ先へ
【サポーター募集】
 アーティスト倶楽部の各事業をお手伝いしてくれる20歳以上で、子どもと芸術が好きで市民サポーターを募集しています。

国民年金からのお知らせ

●問い合わせ 熊谷年金事務所(☎522-5012) 保険年金課(☎574-6641) 岡部市民生活課(☎585-2213) 川本市民生活課(☎583-2783) 花園市民生活課(☎584-1121)

【第1号被保険者の独自給付】
【付加年金】
 第1号被保険者・任意加入被保険者が、定額保険料に付加保険料(月額400円)をプラスして納付すると、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。
年金額 200円×付加保険料納付月数(老齢基礎年金を『繰り上げ』、『繰り下げ』請求した場合は、老齢基礎年金額と同じ率で減額・増額されます)
【寡婦年金】
 第1号被保険者として保険料を納めた期間(免除期間を含む)が25年以上ある夫が亡くなったときに、10年以上継続して婚姻関係にあり、生計を維持されていた妻に60～65歳になるまでの間支給されます。

【死亡一時金】
 第1号被保険者として保険料を納めた月数(¼納付月数は¼月、½納付月数は½月として計算)が36月以上あるかたが、老齢・障害基礎年金のいずれも受けないまま亡くなったとき、そのかたと生計を同じくしていた遺族(配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹)の中で優先順位の高いかたに支給されます。
【死亡一時金】 保険料を納めた月数に応じて12～32万円(付加保険料納付月数が36月以上は8.500円が加算)
 ※遺族が、遺族基礎年金を受けられる場合は支給されません。また、寡婦年金を受けられる場合は、どちらか一方を選択します。
 ※死亡一時金を受ける権利の時効は、死亡日の翌日から2年です。